

企画総務委員会 送付3-15

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を辺野古新基地建設の埋め立て等に  
使用しないよう求める意見書を国へ提出することについて

受付年月日 令和3年9月9日

陳情者 提出者 1名

陳 情 書

2021年9月9日

千代田区議会議長 桜井ただし 様

件名 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を辺野古新基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書を国へ提出することについて

陳情者 氏名

〒  
住所  
電話



主旨 人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」を見直し、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を辺野古新基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書を国へ提出してください。

理由

- ① 沖縄で進められている辺野古新基地建設の海域埋め立ての為、沖縄防衛局は土砂を沖縄本島南部からも採取しようとしています。南部地域は去る沖縄戦で多くの将兵・住民が戦火に倒れ、未だに遺骨も埋もれている地域です。現に、ボランティアが遺骨を発掘していた最中の沖縄戦跡国定公園内の遺骨発見現場も採石場の予定地となってしまいました。
- ② 国のために尽くした犠牲者の骨や血のしみ込んだ土砂を埋め立てに使うなどあってはならないことです。戦没者への冒瀆です。ご遺族に説明のつく事ではありません。何故なら戦後に戦没者のご遺族の元に遺骨の代わりに届いた「御霊石」は戦没地の土砂と言われています。その「御霊石」を埋め立てに使うのは、国が先に行った遺族に対する慰霊行為を自ら否定することです。
- ③ 南部地域の戦没者遺骨の特徴は砲撃などによる破碎骨が多く、さらに76年の歳月の経過で風化が進み、採取不可能な小さな骨は土と化しているのが現状です。
- ④ 今回の「埋め立て用土砂採取計画」の撤回要請は基地の建設に賛成か反対かではなく単純に人道上の問題です。沖縄戦で亡くなった77,458名の日本兵は全国から沖縄に派兵された青年たちです。このことは沖縄だけの問題ではありません。全国の問題です。
- ⑤ 日本政府は、2016年3月に超党派の議員立法で「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を制定しました。戦没者の遺骨収集を国の責務とした時限立法（2024年まで）です。従って、日本政府に求められるのは、この法律を遵守して沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を辺野古新基地建設に使用することを止めることです。

以上の理由により、千代田区議会において、議員の皆様のご議決により戦没者の尊厳を守るべく意志を示していただくよう、心よりお願いいたします。

